

防研企第 6 5 6 号
令和 3 年 7 月 1 4 日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防衛研究所長
(公印省略)

防衛研究所における競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する
取扱規則について（通達）

標記について、防衛研究所における競争的研究費等の適正な運用に関する達（防衛研究所達第 5 号。令和 3 年 7 月 1 4 日。）第 2 5 条の規定に基づき、別紙のとおり定め令和 3 年 7 月 1 4 日から施行する。

添付書類：別紙

防衛研究所における競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱規則について

(趣旨)

第1条 この通達は、防衛研究所における競争的研究費等の適正な運用に関する達（防衛研究所達第5号。令和3年7月14日。以下「達」という。）第25条の規定に基づき、防衛研究所（以下「研究所」という。）における競争的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本通達の規定の実施及び解釈にあたっては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正。）の趣旨及び内容を踏まえるものとする。

(通報の取扱い)

第3条 通報者（達第23条第1項の通報者をいう。以下同じ。）は、以下の事項について明示しなければならない。

- (1) 通報者の氏名、所属、住所、連絡先等
- (2) 被通報者（達第23条第3項の被通報者をいう。以下同じ。）の氏名、所属、不正使用の内容等
- (3) 被通報者の行為が不正使用である理由

2 通報窓口は、前項の規定による通報があった場合には、その合理性について妥当と判断したものに限り当該通報を受け付けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、通報者は匿名（第1項第1号に掲げる事項の全部又は一部を秘匿することをいう。）により通報を行うことができる。この場合において、通報窓口は、第1項第2号及び第3号の事項に加え、当該通報の内容を裏付ける証拠書類等に基づき、その合理性について妥当と判断したものに限り受け付けるものとする。

4 前2項の場合において、通報者が書面等、通報の受付があったことを確認できない方法で通報を行った場合には、通報窓口は、当該通報を受け付けた旨を通報者（当該通報者の住所、連絡先等が明らかな場合に限る。以下、第6条第9項及び第10項、第7条第3項、第8条第9項、第9条第2項、第6項及び第13項において同じ。）に対し通知するものとする。

5 通報窓口は、通報の対象が不正使用に関するものであるか否かの判断が困難な場合には、達第9条第1項の監査の事務を行う職員（監査担当職員という。以下同じ。）又は不正防止対策室に対し意見を求めることができる。

(通報以外の場合の取扱い)

第4条 相談窓口は、不正使用に関する相談等があった場合には、その内容を確認・精査し、通報を行うに足る合理的理由が存在すると認められるときは、相談等を行った者（以下「相談者」という。）に対し、通報を行う意思について確認するとともに、

通報の手続き等必要な事項について助言を行うものとする。

- 2 前項の場合において、相談窓口は、相談等の内容が不正使用が行われようとしている、又は相談者が不正使用を求められているとの内容であったときは、不正対策防止室に通知する。
- 3 不正防止対策室は、前項の通知があった場合は、当該相談等の内容を確認・精査し、当該通知の内容が合理的であると認められるときは、当該相談等の対象となる研究者等に対し警告を行うものとする。
- 4 第1項の場合において、相談窓口は、相談等の内容が通報の対象となるか否かの判断が困難なときは、通報窓口に対し意見を求めることができる。
- 5 通報窓口は、報道機関、会計検査院、学会その他の外部からの不正使用の疑いに関する指摘がなされた場合において、当該指摘の合理性について妥当と判断したときは、第3条第2項の規定により通報を受け付けたものとみなす。
- 6 監査担当職員、不正防止対策室及び通報窓口がその職務において不正使用を疑うに足る合理的理由が存在すると認めた場合には、第3条第2項の規定により通報を受け付けたものとみなす。ただし第1項の相談者が通報を行う場合についてはこの限りではない。

(通報者等の保護)

第5条 通報窓口は、通報者が通報を行うに際して、当該通報者の氏名、所属及び通報内容等、通報者を特定できる情報を保護するために適切な処置を講じるものとする。

- 2 相談窓口は、相談者が不正使用に係る相談を行うに際して、当該相談者の氏名、所属及び相談内容等、相談者を特定できる情報を保護するために適切な処置を講じるものとする。

(予備調査の実施)

第6条 通報窓口は、第3条第2項又は第3項の規定により通報を受け付けた場合（第4条第5項及び第6項の規定により通報を受け付けたとみなす場合を含む。）には、統括管理責任者、不正防止対策室及び不正対応委員会にその旨を報告するものとする。

- 2 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、最高管理責任者にその旨を報告するとともに、監査責任者に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、当該報告の対象となる通報に関し、不正使用が行われた可能性、当該通報の内容の合理性及び調査可能性等について、統括管理責任者に対し、予備調査の実施を指示するものとする。
- 4 統括管理責任者は、前項の指示を受けた場合には、被通報者の所属する各部等のコンプライアンス推進責任者（被通報者が当該コンプライアンス推進責任者である場合には、別の各部等のコンプライアンス推進責任者。以下同じ。）に対し、予備調査の実施を指示するものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の指示を受けた場合には、不正対応委員会の協力を得て予備調査を行うものとし、当該指示のあった日から14日以内にその結果を統括管理責任者に報告するものとする。
- 6 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、最高管理責任者に報告すると

もに、監査責任者に通知するものとする。

- 7 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、通報を受け付けた日から30日以内に、報告の対象となる通報に関し達第17条第1項の規定による不正使用に係る調査（以下「本調査」という。）の実施に関する要否を決定する。
- 8 最高管理責任者は、本調査の実施に関する要否を決定した場合には、その旨を配分機関に報告するものとする。ただし、報告時期について合理的な遅延理由が生じた場合には、配分機関と協議するものとする。
- 9 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、その旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。
- 10 最高管理責任者は、本調査を実施しないと決定した場合には、その旨を理由を添えて通報者に通知するものとする。
- 11 前項に規定する場合において、最高管理責任者は、配分機関又は通報者から求めがあったときは、予備調査に係る資料等を開示するものとする。

（本調査の実施）

第7条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、不正対応委員会（以下「委員会」という。）に対し、その実施について指示するとともに、監査責任者に通知するものとする。

- 2 委員会は、前項の指示があった場合には、速やかに本調査を開始するものとし、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 3 委員会は、第1項の指示があった場合には、本調査の開始前に、通報者及び被通報者に対し、委員会の構成について通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施するにあたり、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告及び協議するものとする。
- 5 委員会は、被通報者に対し関係資料の提出、事実の証明、意見聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 6 委員会は、必要に応じ、本調査に係る研究のほか、被通報者の他の研究も調査の対象とすることができる。
- 7 最高管理責任者は、必要に応じ、本調査の終了（第10条第1項に規定する本調査の終了をいう。以下同じ。）前でも、被通報者に対し本調査に係る研究における競争的研究費等の使用の停止を命じることができる。
- 8 最高管理責任者は、本調査の終了前でも、配分機関からの求めがあった場合には、本調査の進捗状況報告及び中間報告の提出等を行うものとする。
- 9 委員会は、本調査を実施するに際し必要な資料等について、本調査を実施するにあたって必要な範囲において、適切な保全措置を講じるものとする。

（認定）

第8条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について、認定を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の認定を行うにあたっては、あらかじめ被通報者に対し本調査の内

容を通知し、その意見を求めるものとする。

- 3 被通報者は、前項の通知があった日から30日以内に、委員会に対し意見を提出することができる。この場合において、当該被通報者より当該30日以内に意見の提出があったとき、又は意見の提出がない旨の申し出があったときは、委員会は、当該30日を経過する前であっても認定を行うことができる。
- 4 委員会は、本調査の終了前でも、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、第2項及び第3項の規定を準用し認定を行うものとする。この場合において、「30日」とあるのは「委員長の定める期間」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、第1項又は第4項の認定をおこなった場合には、その旨を最高管理責任者に対し報告するとともに、監査責任者に通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、その旨を配分機関に対し報告するとともに、通報者及び被通報者に対し通知するものとする。
(不服申立て)

第9条 被通報者は、前条第6項の通知のあった日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合には、その旨を通報者及び配分機関に通知するとともに、委員会に対し、当該不服申立ての受付けの可否に関する審査の実施を指示するものとする。
- 3 前項の指示があった場合には、委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、前項の不服申立ての受付けの可否に関する審査を速やかに実施するものとする。この場合において、委員会は、当該不服申立ての趣旨、理由に鑑み、必要に応じ、その構成を変更することができる。
- 4 委員会は、不服申立ての受付けを決定した場合には、その旨を最高管理責任者に報告するとともに、監査責任者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、再調査の実施を決定し、委員会に対し、その実施を指示するものとする。
- 6 委員会は、不服申立てを受け付けないと決定した場合には、その旨を最高管理責任者に報告するとともに、監査責任者に通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、その旨をその理由と併せて被通報者に通知するとともに、配分機関に報告するものとする。
- 8 第7条第2項から第9項及び第8条の規定は、第5項の規定による再調査の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「本調査」とあるのは「再調査」と、第7条第2項中「前項の指示」とあり、及び同条第3項中「第1項の指示」とあるのは「第9条第5項の指示」と、第8条第1項中「認定を行うものとする」とあるのは「50日以内に認定を行うものとする」と、同条第3項中「30日」とあるのは「委員長の定める期間」と、同条第4項中「30日」とあるのは「委員長の定める期間」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、委員会は、被通報者の協力が得られない等、被通報者の責めにより再調査の実施が困難と認められる場合には、再調査を打ち切ることができ

る。

- 10 第1項の規定により不服申立てを行った被通報者は、第3項の規定による不服申立ての受付けの決定及び第8項において準用する第8条第1項及び第4項の認定に対して、再度不服申立てを行うことはできない。

(調査結果の報告)

第10条 委員長（達第18条第1項第1号の委員長をいう。以下同じ。）は、第8条第5項に規定する認定の報告後、以下に掲げる各号に該当する場合には、本調査（前条第5項の規定による再調査の実施に係る決定があった場合には、再調査を含む。以下同じ。）を終了するとともに、最終報告書を作成し、速やかに最高管理責任者に提出するとともに、監査責任者に通知するものとする。

- (1) 被通報者から不服申立てがない場合
- (2) 前条第6項の決定が行われた場合
- (3) 前条第8項において準用する第8条第1項又は第4項の認定を行った場合
- (4) 前条第9項の規定により再調査を打ち切った場合

- 2 前項の最終報告書には、本調査の結果、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等の管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含むものとする。

- 3 最高管理責任者は、第3条第2項又は第3項の規定により通報を受け付けた日（第4条第5項又は第6項の規定により通報を受け付けたとみなす場合には、その受け付けたとみなす日）から210日以内に最終報告書を配分機関に対し提出するものとする。ただし、合理的な遅延理由が生じた場合には配分機関と協議するものとする。

(調査結果の公表)

第11条 最高管理責任者は、第8条第1項及び第4項の規定（第9条第8項において準用する場合を含む。）により不正使用の存在を認定した場合には、その調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表には、不正使用に関与した者の氏名、所属、不正使用の内容、研究所が前項の公表を行うまでに行った措置の内容、委員会の委員の氏名、調査の方法・手順等その他必要な事項を含むものとする。ただし、合理的な理由が存在する場合には、不正に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。

- 3 最高管理責任者は、不正使用の存在が認定されなかった場合には、原則として調査結果を公表しないものとする。

(悪意に基づく通報の場合)

第12条 委員会は、本調査の結果に基づき、通報者が悪意に基づき通報を行ったと認めた場合には、その旨の認定を行うものとする。

- 2 第8条第2項、第3項、第5項及び第6項、第9条及び第10条の規定は、前項の認定を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「被通報者」とあるのは「通報者」と、第8条第2項中「前項の認定」とあり、及び同条第5項中「第1項又は第4項の認定」とあるのは「第12条第1項の認定」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 最高管理責任者は、第1項の規定により通報者が悪意に基づく通報を行ったと認定

した場合には、その調査結果を公表するものとする。

- 4 前項の公表には、悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者の氏名、所属、委員会の委員の氏名、調査の方法・手順等その他必要な事項を含むものとする。